

# 津市家庭ごみ収集カレンダー広告掲載実施基準

平成19年8月1日

改正 令和3年3月24日

令和6年3月22日

(趣旨)

第1条 この基準は、津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、本市が発行する家庭ごみ収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格、掲載位置及び掲載料金等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、1年とする。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載方法は、カレンダーへの印刷によるものとする。

(広告の募集方法)

第5条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、本市のホームページ等における公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募を行うに当たって、要綱第3条第2項各号に該当しない者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、家庭ごみ収集カレンダー広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順位による。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 企業又は自営業者のうち、本市の区域内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による提出があった場合は、津市広告掲載審査委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 申込者の数が広告の枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。
- 3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を家庭ごみ収集カレンダー広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

- 4 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市長に広告案を提出するものとする。

（広告案の確認等）

第9条 市長は、前条第4項の規定による提出があった場合は、その内容等を速やかに確認し、必要があると認める場合は、広告主に修正を求めるものとする。

- 2 市長は、広告主が広告案の修正に応じない場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（広告案の費用負担等）

第10条 広告案の作成は広告主の責任において行い、その費用は広告主が負担するものとする。

（広告掲載料金の納入）

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により広告掲載料金を一括して納入しなければならない。

（広告掲載料金の返還）

第12条 既納の広告掲載料金は、返還しないものとする。ただし、本市の都合により掲載ができなくなったときは、その全部を返還することができる。

（カレンダーへの広告の掲載等）

第13条 カレンダーへの広告の掲載は本市の責任において行い、その経費は本市が負担するものとする。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、当該広告の内容に関しすべての責任を負うものとする。

（委任）

第15条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

広告の規格	掲載位置	1 枠当たり の掲載料金	枠数
1 枠当たりの面積 40 cm <sup>2</sup> 以下	カレンダーにおける 所定の位置	120,000円 ／年	10 枠以上 20 枠以下

備考

広告の規格における縦の長さ及び横の長さ並びに枠数は、申込者の募集時において市長が指定する。

第1号様式（第6条関係）

家庭ごみ収集カレンダー広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）津市長

所在地 \_\_\_\_\_

申込者 商号（名称） \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

※ 自署の場合は、押印は不要です。

津市広告掲載要綱及び津市家庭ごみ収集カレンダー広告掲載実施基準を遵守の上、次のとおり申し込みます。

1 家庭ごみ収集カレンダー

1 枠 120,000円

2 広告内容

3 申込者の事業概要

4 事務担当者名

5 誓約事項

- (1) 広告の内容は、津市広告掲載要綱第3条第1項各号に該当しないこと。
- (2) 申込者（広告代理店が申込者である場合は、当該広告代理店に広告の掲載を依頼した者を含む。）は、津市広告掲載要綱第3条第2項各号に該当しないこと。

6 税調査に関すること

家庭ごみ収集カレンダーへの広告掲載に当たり、津市が必要に応じて申込者の法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納付状況を調査することに同意します。

第2号様式（第8条関係）

家庭ごみ収集カレンダー広告掲載決定通知書

（ 記 号 番 号 ）  
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日に実施しました抽選会の結果に基づき、津市家庭ごみ収集カレンダー広告掲載について、次のとおり決定します。

- 1 決定区分 掲載する
- 掲載しない  
理由

2 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 広告掲載料 金120,000円（年額）